

加須市ふるさと動画コンクール実施要項

(令和5年6月26日総合政策部長決裁)

改正 令和6年6月10日一部改正

第1 趣旨

動画作成を通して、加須市の素晴らしさを再発見し、郷土への愛着を高めてもらうとともに、応募作品を周知し、多くの方に本市の魅力をもっとPRするため、加須市ふるさと動画コンクールを実施する。

第2 テーマ

実施年度ごとに趣旨にふさわしいテーマを設定する。

第3 応募資格

- 1 年齢、国籍、居住地、プロ、アマ問わない。
- 2 18歳未満は、保護者の同意を求め、応募があった場合、保護者の同意があったものとみなす。
- 3 個人に限らず、グループでの応募も可能とする。

第4 応募規定

- 1 作品は、実写、CG、アニメーション、写真をつなぎ合わせたスライドショーなど、表現方法は自由とする。
- 2 作品時間は1分程度とし、15秒以上2分以内とする。
- 3 デジタルデータのファイル形式はmp4又はmovとし、データサイズは300MB以内とする。
- 4 1人(1グループ)につき1点までとする。
- 5 次のいずれにも該当しないものとする。
 - (1) 肖像権(人物・建築物・美術品・商標等)又はプライバシー権を侵害するもの
 - (2) 公序良俗に反するもの
 - (3) 個人、企業及び団体等を中傷するもの
 - (4) 企業、政治目的及び宗教勧誘等の宣伝又は勧誘を意図するもの

の

第5 応募方法

実施年度ごとに募集期間を定め、応募作品を収めた CD-R・USBフラッシュメモリー・SDカード等市が認める記録媒体での提出を受け付ける。窓口を持参した場合を除き、記録媒体は返却しない。

第6 賞

1 賞は次のとおりとする。

- (1) 市長賞 1人
- (2) 市議会議長賞 1人
- (3) 優秀賞 3人
- (4) 入選 4人

2 市は予算の範囲内で副賞を交付することができる。

第7 審査方法

審査方法は別で定める。

第8 その他

- 1 応募作品の著作権は、応募者に帰属するが、応募された時点で、市が広報・PR・各種イベント等の用途に限り、無償で使用し、又は関係機関に提供することについて同意したものとする。
- 2 応募作品に関して、第三者の権利が侵害されたと認められた場合、その他の理由により問題が発生した場合、その責任は全て応募者が負うものとし、受賞作品であった場合は、その賞を無効とし、賞金を返還するものとする。
- 3 応募者の個人情報、市が適切に管理し、本コンクールの目的以外には使用しないものとする。

附 則

この要項は、令和5年6月26日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年6月10日から施行する。